

食安発0329第1号  
平成24年3月29日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長  
(公印省略)

#### 平成24年度輸入食品監視指導計画の策定について

輸入食品等に対する輸入時の監視指導の実施に当たっては、平成23年度輸入食品監視指導計画に基づくモニタリング計画の達成等、その適切な実施に御尽力いただいているところである。

今般、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第23条第1項の規定により、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、平成24年度において食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃの輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「平成24年度輸入食品監視指導計画」という。）を別添1のとおり定め、同条第3項の規定により官庁報告として公表した。

については、平成24年度輸入食品監視指導計画に基づき、適切な監視指導の実施方よろしくお願いする。

なお、都道府県等に対し、別添2のとおり通知していることを申し添える。